別表六の二(十六)の記載要領第１号中「から第３項まで（特定の地域」を「若しくは第２項（地方活力向上地域等」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の２第２項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号。以下この記載要領において「平成30年改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号及び第８号(1)において「平成30年旧措置法」という。）第68条の15の２第１項から第３項まで」に改め、同第11号中「「当期税額基準額 (10)×10又は20/100 (11)」を「「当期税額基準額 (6)×10又は20/100 (11)」に、「租税特別措置法」を「平成30年旧措置法」に改め、同第五号及び第六号を次のように改める。

5　「(3)≧８％若しくは(3)≧10％又は(1)＝０の場合 60万円×(18)＋50万円×((22)＋(26)) (37)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(3)≧８％若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(3)≧10％」を消すこと。

6　「(3)＜５％又は(3)＜10％の場合 30万円×(18)＋20万円×((22)＋(26)) (39)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には「(3)＜５％又は」を消し、その他の場合には「又は(3)＜10％」を消すこと。

別表六の二(十六)の記載要領第八号を削り、同第七号中「「地方事業所特別基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十六)付表一「32」の合計） (33)」」を「「地方事業所特別基準雇用者数の合計（各連結法人の別表六の二(十六)付表一「38」の合計） (46)」」に改め、同号(1)中「租税特別措置法」の次に「第68条の15の２第２項各号又は平成30年旧措置法」を加え、「同条第５項第12号」を「租税特別措置法第68条の15の２第４項第14号」に改め、同号(2)中「別表六の二(十六)付表一「34」」を「別表六の二(十六)付表一「40」」に、「別表六の二(十六)付表一「32」」を「別表六の二(十六)付表一「38」」に改め、同号を同第八号とし、同第七号の次に次の１号を加える。

7　「税額控除限度額 (37)、(38)又は(39) ((4)＜(5)の場合は０) (40)」の欄は、平成30年改正法附則第107条第２項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(37)、(38)又は(39)」とあるのは、「(37)又は(39)」として記載すること。

別表六の二(十六)の記載要領に次の１号を加える。

9　当該連結事業年度に係る連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。次号において同じ。）が１年に満たない場合には、「地方事業所特別税額控除限度額 30万円×((46)－(46の内書))＋20万円×(46の内書)＋(各連結法人の別表六の二(十六)付表二「13」の合計) (47)」の欄中「30万円」とあるのは「30万円×当該連結親法人事業年度の月数/12」と、「20万円」とあるのは「20万円×当該連結親法人事業年度の月数/12」として記載すること。

10　「差引当期税額基準額残額 ((35)－(36)) 又は ((41)－（別表六の二（十五）「16」）－(42)) (48)」の欄は、連結親法人事業年度が平成30年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「((35)－(36)) 又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は ((41)－（別表六の二(十五)「16」）－(42))」を消すこと。

別表六の二(十六)付表一の表を次のように改める。